

【 重 要 】

陸災防発第7号
令和5年4月20日

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部
支 部 長 石 塚 安 民
(公印省略)

改正労働安全衛生規則等説明会の開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営について特段のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、陸災防発第1号（令和5年4月5日付）にてご案内いたしましたとおり、令和5年10月1日及び令和6年2月1日施行の労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程の一部が改正され、昇降設備の設置義務の拡大、保護帽の着用義務の拡大やテールゲートリフターの特別教育が義務付けになりました。

そこで、陸災防栃木県支部としましては、栃木労働局のご協力のもと、標記説明会を開催することとなりました。

つきましては、貴事業場のご担当者様の出席につき、特段のご配慮を賜りたくご案内申し上げます

敬具

記

- 開催日時 令和5年 6月 6日(火) 13:30～16:30
(受付時間 12:30～13:30)
- 場 所 宇都宮市文化会館 小ホール
栃木県宇都宮市明保野町7-66
- 定 員 300名(定員になり次第締め切ります。)
- 講習内容 (1) 改善基準告示の解説 (栃木労働局)
(2) 労働災害発生状況・改正労働安全衛生規則等の概要(栃木労働局)
(3) 改正労働安全衛生規則等の詳細(陸災防本部)
- 受講料 無 料
- 主な改正内容
 - 昇降設備の設置義務の拡大
 - 保護帽の着用義務の拡大
 - テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化
※令和6年2月1日以降、特別講習修了者以外はテールゲートリフターによる荷役作業を行うことができなくなります。
- 申込み 受講申込書を県支部へFAXもしくはネットからしてください。
(FAX 028-658-6929)
受講票は講習日の1週間前に発行(FAX・メール)致します。
- 問い合わせ 陸運労災防止協会栃木県支部 TEL 028-658-2515
ホームページ <http://www.rikusaibo-tochigi.org/>

「改正労働安全衛生規則等説明会」受講申込書

受講者①	ふりがな	
	氏名	
受講者②	ふりがな	
	氏名	
受講者③	ふりがな	
	氏名	
勤務先	会社名	
	営業所名	
	ご担当者名	
	所在地	〒 — — TEL (— —) FAX (— —)

※用紙が不足する場合はコピーしてご利用ください。

※当申込書に記載された受講者の情報（個人情報）は講習業務以外には使用しません。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部
FAX : 028-658-6929